

福岡県立図書館児童サービス実施方針

1 趣旨

福岡県立図書館子ども図書館で実施する児童サービスに関する方針を定める。

2 児童サービスの目的

- (1) 乳幼児から小学生までの子どもたちの読書活動の推進を図る。
- (2) 子ども用資料・子どもの読書に関する資料・子どもの本に関する資料等を収集・整理・保存し、県民、特に子どもに対し、これを提供することで、その教養・調査研究、レクリエーション等に資する。

3 基本方針

図書等の資料を県民に提供するほか、児童室運営のモデルとして、子どもたちへの直接サービスを行いながら、子ども読書推進のための手法を研究し、県内での子どもの読書の普及活動を行うことを基本方針とする。

4 具体的方策

(1) 児童用資料及び研究用資料の収集と保存

児童資料センターとして、県民の利用に供するとともに、県内市町村図書館・図書室への資料の貸出等を目的に、国内外の基本図書はもとより、その他の児童書も可能な限り収集・保存する。あわせて、子どもの読書・子どもの本に関する研究資料も収集・保存する。また、常に新鮮な資料を県民に提供するために、利用頻度が高い基本的な図書については、汚破損がある場合は買い換え等を行う。

※収集方針は別紙

(2) 子どもへの直接サービス（貸出・返却・レファレンス等）

子ども図書館に来館する利用者に対し、資料の貸出返却業務を行うとともに、読書相談やレファレンスを行う。

定例おはなし会（乳児向き・幼児向き・小学生向き等）・特別おはなし会、来館おはなし会を実施することで、子どもたちの読書傾向や本に対する反応等を観察し、読書普及活動の一助とする。

(3) 調査・研究への援助（大人へのサービス）

子どもの読書・子どもの本に関する調査・研究用の資料を収集し、レファレンス等を行うとともに、レファレンスツール、二次資料を作成する。

(4) 市町村図書館（公民館図書室等も含む）への協力・支援

県内の子ども読書活動を推進するため、市町村図書館職員（公民館図書室等も含む）、ボランティアの資質の向上をめざした研修会の開催や市町村等への講師派遣、調査相談への対応、資料の相互貸借等の協力・支援を行う。

(5) 学校・その他関係機関との連携・協力

読書支援・学習支援等に必要な資料の提供、資料リストの提供、読書相談・レファレンスなどを行うことで、学校における読書活動の推進を支援する。また、学校司書・司書教諭等への読書推進技術の向上を図るための事業等に協力する。あわせて、他の県内の子ども読書関連機関との連携・協力を深める。

(6) ボランティア等との連携の推進

県立図書館に所属する子ども読書推進ボランティアとの協働を図る。また、ボランティア団体のネットワーク化と活動支援を通じ、ボランティアの資質向上を促進する。

(7) 県民への啓発

子どもの読書の大切さを県民に知ってもらうために、こどもの読書週間事業の実施、図書リストの作成、展示、ホームページでの情報提供などを行う。

(8) 子ども図書館職員の資質の向上

子どもの読書推進の拠点となる子ども図書館職員としての技能を身につけるため、あらゆる機会を捉え、積極的に研修を受けるとともに、自主的な研修を行う。

附 則

この方針は、平成21年3月1日から施行する。